

議事要旨(2) 金融商品専門委員会における検討状況（実務対応報告第 26 号の取扱い、IASB 公開草案「減損」）について

冒頭、加藤常勤委員（専門委員長）より、平成 22 年 3 月末に適用期限を迎える実務対応報告第 26 号の取扱いについて、今回、①適用期限を延長しないこととしてはどうか、②（仮に①において延長しないと意思確認された場合）要求される保有目的区分変更年度後の注記を適用期限後に継続しないこととしてはどうか、の 2 つの点について意思確認する旨の説明がなされ、審議事項(2)-1 及び(2)-3 に基づき、事務局案の説明がなされた。

説明の後、1 点目の意思確認項目「実務対応報告第 26 号の適用期限を延長しないこととしてはどうか」について、賛成 11 名、反対 2 名、判断留保 1 名となり、暫定合意がなされた。

続いて、加藤専門委員長より、審議事項(2)-2 に基づき、事務局案の説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、注記を継続しないこととした場合、平成 22 年 3 月期に振替を行った企業は翌期には注記が求められないものの、平成 23 年 3 月期の有価証券報告書においては前事業年度の記載として残ることとなるとの理解でよいかとの質問があり、事務局からそのとおりである旨の説明がなされた。
- ・ 別の委員から、①において適用期限を延長しない場合、実務対応報告第 26 号そのものは文章として残るのか、廃止となるのかとの質問があった。これに対し事務局からは、今回は適用期限を延長するかどうかの意思確認を行い、実務対応報告第 26 号を書面として残すかどうかは、次回の委員会において文案として示したい旨の回答がなされた。
- ・ また同じ委員から、注記だけを継続することが技術的にできるのかとの質問があり、事務局からは、継続する場合でもしない場合でも、そのやり方は今後検討する必要がある旨の回答がなされた。
- ・ さらに別の委員から、IFRS 第 9 号を適用しない企業は、依然として改正前の IFRS 第 7 号が適用され、保有目的区分変更年度後の注記が求められることとなるのかとの質問があり、事務局からそのように考えられる旨の説明がなされた。

上記の質疑応答の後、2 点目の意思確認項目「実務対応報告第 26 号により要求される保有目的区分変更年度後の注記を適用期限後に継続しないこととしてはどうか」について、賛成 10 名、反対 3 名、判断留保 1 名となり、暫定合意がなされた。

引き続き、加藤専門委員長及び神谷専門研究員より、審議事項(2)-6 に基づき、IASB から平成 21 年（2009 年）11 月に公表された公開草案（ED）「金融商品：償却原価及び減損」の概要財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

について説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のよう
なものであった。

- ・ ある委員から、キャッシュ・フローを予測するなど、提案は実務上困難なものであり、完全に予測できない場合に財務情報の質が落ちるという点は、現在行われている IAS37 号の改訂の議論に似ているとの意見があった。また、FASB では、現行の発生損失モデルの延長で検討がなされており、予想損失モデルを中心に据えているのは実態と遊離している懸念があり、IASB へのコメントは、慎重に検討する必要があるとの意見があった。
- ・ 別の委員から、当委員会において IASB の ED について審議する意義、コメント期限が来年 6 月までとなっている理由について質問がなされた。これに対し事務局からは、IASB へのコメントを検討していきながら、我が国の見直し作業にどう反映させていくのか、スケジュールを含め今後検討する旨の説明がなされた。また、コメント期限が来年 6 月までとされているのは、FASB との調整、さらに実務上の適用の問題について専門家諮問パネルで意見を聞き、慎重に検討していくことによるのではないかと説明がなされた。
- ・ 別の委員から、IASB による専門家諮問パネルの検討スケジュール、ASBJ を含めた日本としての意見発信の手段について質問がなされた。これに対し事務局からは、既に第 1 回目の会合が 12 月 8 日に開催され、来年 1 月以降も 6 月にかけて毎月下旬に世界各地で開催される旨、参加している本邦のメンバーとの意見交換や当委員会へのフィードバックを行っていききたい旨の説明がなされた。
- ・ 別の委員から、予想キャッシュ・フローの見積りに際し、長期の債権債務ほど、経営判断や見積りの差が生じることとなるため、様々な要素について前提条件を示さないと比較可能性が損なわれるのではないかと意見があった。さらに、見積り値について、確率加重で算定され最頻値でないと言われているが、複数のシナリオを作成し、確率で加重平均することが想定されているのかとの質問があった。これに対し事務局から、一番確率の高いシナリオを採用するのではなく、複数のシナリオを確率で加重平均するものと考えられるとの回答がなされた。
- ・ さらに別の委員から、ED では実効利回りについて情報提供することを目的とされているが、予想が確実に出来る場合には良いのかもしれないものの、その後元本が毀損した場合でも当初認識時の実効利回りが使われ続け、貨幣の時間価値及び信用リスクの対価の部分について利益が計算されることが妥当なのかという問題があるとの意見があった。

以 上